

崖崩れで被災した施設の対応状況と危険箇所の指導は

日本共産党 松本 春男

問 台風18号による吉岡のマンション裏の崖崩れは、一歩間違えば人命被害が出るところだった。隣接の地権者が所有する山の土砂により市有地のコンクリート階段が崩壊し、マンションに流入したが、市は、被害者、加害者どちらなのか。今後、地権者に請求することになる応急対策費

用は幾らで、土砂災害警戒区域を指定した県の対応は。また、同地区では、金属スクラップが高く積まれて危険な箇所が2カ所あるが、唐池学園隣の鉄資源リサイクル事業所では、矢板が一部倒壊した。県や市は指導を行ったのか。
答 現場の状況から、市は被害者、加害者両面の要素があると考えている。応急対策費用は約1600万円である

まち・ひと・しごと創生法の評価と市計画との関係は

越川 好昭

問 今年5月、日本創生会議が消滅可能性都市896自治体を発表し、大きな反響を呼んだ。安倍内閣は、これに呼応するかにように地方創生を最重要課題に取り上げ、地方創生関連2法を成立させた。しかし、地方に働く場がなくなることや、若者の貧困化が進んだ真の原因には触れていない。これでは不十分な対策となることは目に見えている上に、自治体は都市間競争にさらされるだけである。まち・ひと・しごと創生法は、地方創生の施策実施を国の責務とする一方、市町村総合戦略の作成を努力義務として規定した。本法の評価、市の計画と

の整合をどう考えているか。
答 まち・ひと・しごと創生法は、地域で豊かな生活を営める「まち」、地域社会を担う「ひと」、魅力ある多様な「しごと」の創出を一体的に推進することが重要であるとの認識に立ち、基本理念や国の責務などを規定した。人口減少、超高齢化という困難な課題に対し、日本全体で取り組む道筋が示されたことを評価している。今後は、国の総合戦略で明らかとなる人口減少、地域活性化の政策内容、国の総合戦略を受けて策定される県の総合戦略を注視しながら、本市総合戦略作成に取り組むとともに、市の最上位計画である新時代あやせプラン21の方向性との整合を図っていく。

が、隣接の地権者へ請求できるか顧問弁護士に確認中である。今後行うこととなる崩壊対策工事は、地権者施工が原則であるが、急傾斜地崩壊危険区域に指定することで、県施工とすることが可能となるため、現在、県と協議を進めている。また、矢板が倒壊した事業所には、台風の当日、県職員が出向き復旧工事を行うよう指導するとともに、後日、早期に本復旧を完了させることを求めた指導書を交付した。(ほかに「市営住宅増設と民間アパートの借り上げを」「オスプレイの危険な飛行について」を質問)



12月17日から21日まで、市内小・中学校の特別支援学級の児童・生徒の作品が展示された「ふれあいのびのび作品展会」が開催されました(市役所7階市民展示ホールにて)

ガバメント2.0導入で新たな行政運営を進めないか

かわせみ 橋川 佳彦

問 道路や公園などの不具合箇所の情報は、多くは市民からの連絡によるものだと思う。担当課で適切に対応しているかと理解しているが、進捗状況が市民に見えないため、苦情や再度の問い合わせなど、感じると感じる。千葉市では、「ちばレポ」というスマートフォンアプリケーションを導入した。これは、市民が現地情報がアップロードし、市が進捗状況を更新することにより情報共有ができるなど、市民協働、市民参画を促して、さまざまな施策を実現させようというガバメント2.0を推進させる取り組みである。本市でも導入を考えないか。

答 現在、市民から不具合などの連絡があった場合には、現地確認を第一に行い、危険性の排除、安全確保を優先して迅速に対応している。「ちばレポ」は、スマートフォンを活用した臨場感と利便性に富むアプリケーションであると感じた。情報提供は電話が多いが、中にはメールや写真もあることから、アプリケーションを用いて市民と情報を共有化することは、大変有効であると考えている。双方向での情報共有の視点から、使いやすく費用対効果の高いアプリケーションが開発されれば、積極的に採用していきたい。(ほかに「行政情報のオープンデータ化とその活用について」を質問)



市公式マスコットキャラクター「あやびい」

立候補者名を記載したメモを投票所へ持ち込めないか

公明党 出口けい子

問 投票所で高齢者が緊張のあまり立候補者の名前が思い出せずに困ったという話を聞いたことがある。記載台の前面に立候補者名が書かれた掲示物があるが、焦りからか、それも見つけることができず、立候補者を思い出せないまま白票を投じることもあるという。このようなトラブル

を防ぐための手段として、立候補者の正確な名前を記載したメモなどを投票所に持ち込むことが考えられる。公職選挙法上は特段の制限はないとした国の見解があるものの、実施の可否は各選挙管理委員会の裁量と聞く。本市選挙管理委員会の考えは。
答 投票所へメモなどを持ち込むことは、平成22年11月26日、衆議院で開議された政

治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会の中で「公職選挙法上、有権者の方がメモなどを持ち込むことは妨げられておらず、それを他人に見せるなど選挙運動に似た行為は禁止されるが、自らのメモとして持ち込む場合は特段の制限はない」と当時の総務大臣が発言している。本市選挙管理委員会も同様に、メモなどの持ち込みは可能と考えていることから、投票率向上に向け一人でも多くの方に投票所へ足を運んでいただくと思う。 (ほかに「地域経済の活性化について」を質問)



1月18日、第37回市駅伝競走大会が開催され、149チームの選手たちが健脚を競いました(市民スポーツセンターにて)